

政策会議 議事概要

開催日	令和5年1月5日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p style="text-align: center;">宍粟市簡易除雪機整備事業補助金交付要綱の一部改正について</p>		
総合計画での位置付け	<p>基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ②環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり 基本施策 【8】道路網・上下水道の整備・維持</p>		
総合戦略での位置付け	<p>【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進</p>		
現状	<p>市の除雪計画以外の路線は、地域コミュニティの共助等により除雪していただくことで生活道の確保を図っており、市ではその支援策として、自治会を対象に簡易除雪機の購入にあたっての補助制度を設けている。</p>		
課題	<p>①市内を14ブロックに分け除雪作業しているが、豪雪時には除雪が間に合わないことがある。 ②簡易除雪機の補助対象は除雪幅800mm以上と規定しているため、車体重量が200kg以上となり、高齢者等では操作し難い。 ③購入機種は小型ロータリー除雪機に限っているが、除雪作業の効率を上げるため、トラクターへの除雪装置架装に対する支援策について地域から要望が出ている。</p>		
決定事項	<p>【要綱名称の変更】 トラクター用アタッチメントを追加することから、要綱名を「宍粟市簡易除雪機等整備事業補助金交付要綱」に変更する。</p>		
	<p>【令和5年4月1日の改正】</p> <p>○「補助事業の内容及び補助対象経費」 トラクターに取り付け可能な除雪装置（除雪用バケットまたは除雪ロータリー）を補助対象に追加</p> <p>○「補助率又は補助金額」 上記追加項目は、補助金上限を80万円とし、補助対象経費の実支出金の2/3以内で市長が必要と認めた額（千円未満は切り捨て）とする。 ※追加項目以外の対象は現行どおり（上限150万円、8/10）</p> <p>○「その他の事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター本体の購入は対象外。 ・除雪機は、道路交通法等除雪作業を行う上で必要な法令に適合した機種であること。 ・トラクターのナンバー登録を含め、公道上で使用できる措置をとること。 	<p>【令和6年4月1日の改正】</p> <p>○「補助事業の内容及び補助対象経費」 ロータリー除雪機の購入（小型、ゴムクローラ、乗用車でない文言を削除）</p> <p>○「補助率又は補助金額」 すべての対象について、補助金上限を80万円とし、補助対象経費の実支出金の2/3以内で市長が必要と認めた額（千円未満は切り捨て）とする。</p>	